

土地改良区広報

2013年1月  
第11号

発行 会津宮川土地改良区  
編集 総務課  
印刷 北斗印刷(株)

# 会津宮川



会津美里町立新鶴小学校4年生の課外授業「川の上流探し」  
新宮川ダムの源流の一つ「博士沢」にある“夫婦清水”の調査風景



## 夢のある農村づくりを目指して

目次

①ご挨拶	(P2)	⑥平成23年度財産目録	(P6)
②臨時総代会	(P3)	⑦長期借入金の状況	(P6)
③財務状況の公表	(P4)	⑧小水力発電の固定価格買取	(P7)
④平成23年度一般会計決算	(P5)	⑨総代総選挙及び役員改選	(P7)
⑤平成23年度維持管理決算	(P5)	⑩お知らせとお願い	(P8)

## ご挨拶

理事長 山田 忠彦



組合員の皆様にはご健勝で輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、当土地改良区の運営につきましては、日頃より特段のご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げ、広報第11号の発行に際し、ご挨拶を申し上げます。

東日本大震災及び原発事故から2度目の新春となりましたが、去年は本県産米の安全性の確認と風評被害払拭のため、米の全袋検査がJAをはじめとした機関で実施されました。当土地改良区管内では当然のことではありますが、改めて数値として安全性が確認されたことは素直に喜ばしいことであり、良質の会津米の生産に資することで土地改良区の使命も果たせたと考えております。

また、24年産米の作況は104のやや良となりましたが、田植え直後の低温状態が嘘のように7月中旬からは連日の猛暑、酷暑と空梅雨のため、降水量は平年の2割程度しかありませんでした。しかし、そのような状況になっても出穂期から後期灌漑用水の確保を図るため、6月下旬から宮川幹線水路の番水を行い、新宮川ダムに必要水量を確保することができたので、9月初旬まで灌漑が可能でした。このような天候は今後もあり得ますので、取水制限や分水制限といった措置は毎年必要に応じて行ってまいりますので、関係地域の皆さんにはご理解とご協力をお願いいたします。

さて、9月に平成24年度臨時総代会を開催し、平成23年度の事業報告、財産目録、一般会計及び各特別会計収支決算の承認と平成24年度各会計収支予算の補正について、総代の皆さんの満場一致のご承認をいただきました。補正予算については、23年度の決算に伴って繰越が確定するため、その分を補正計上し、当初予算で計上できなかった項目、不足が生じた項目などに充当しております。なお、決算状況については、別紙でご報告申し上げます。

また、12月中旬に第2回臨時総代会を開催してありまして、各事業の入札等によって生じた請負額との差額の発生に伴う補正と、合併後2期8年を経過するところで、当初の懸案事項の解消が図られて来ていること、更に近隣土地改良区の運営に係る組織体制等を調査し、その標準的運営体制を参考に当土地改良区のスリム化を目指し、役員及び総代定数の削減を図ることなどについてお諮りいたし、これもご承認を頂きましたので別紙でご報告申し上げます。

現在、当土地改良区では再生可能エネルギーとして、新宮川ダム小水力発電事業を実施しております。電力の固定価格買取制度によって売電収入を増やすことができるようになりますので、電力会社、監督省庁等と協議をしておりますが、売電収入の用途も規制が緩和されておることから、土地改良区の維持管理施設の管理経費に充当可能な枠が拡充されるため、今後、一定期間はある程度の維持管理費の負担軽減を図られると試算しております。来年度の賦課金から適用可能となる予定でありますのでご報告申し上げます。

前述のように、当土地改良区も合併して8年を経過しようとしており、現在の役員及び総代の任期も来年3月をもって満了となります。選挙管理委員会との協議によりますが平成25年3月中には総代選挙が予定されております。今般改正された定款に基づき定数削減となり、今までの地区割りとは変更になりますので、地域の組合員代表としての総代候補者、及び土地改良区の経営者として組合員の負託に応える役員候補者について、各地区間の調整等諸事情があるかと思いますが、ご配慮いただきますようお願いいたします。なお、各地区関係者の皆様方には、1月末から2月上旬を目途に文書を送付いたしますので宜しく申し上げます。

結びに、平成25年は皆様にとって良い年でありますように、併せて管理施設の安全とかんがい用水の潤沢供給をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

## 平成24年度本土地改良区の面積及び組合員数

選挙区	項目	水田面積 (ha)	畑面積 (ha)	面積合計 (ha)	組合員数 (人)
第1選挙区		1,655.2	492.1	2,147.3	2,126
	(旧会津高田町)	1,561.7	484.8	2,046.5	2,020
	(旧会津本郷町)	16.3	0.0	16.3	37
	(旧北会津村)	77.2	7.3	84.5	69
第2選挙区 (旧新鶴村)		943.9	156.4	1,100.3	765
第3選挙区 (会津坂下町)		1,213.5	129.0	1,342.5	1,304
合 計		3,812.6	777.5	4,590.1	4,195

## 平成24年度臨時総代会が開催されました

平成24年度臨時総代会が9月1日(土)に会津美里町構造改善センター大研修室を会場にして開催されました。総代現数67名中(定数69名)50名が出席、議長には第3選挙区選出の「小池 喜八 総代」(青津)を選出し、平成23年度の各会計収支決算に関する承認23件、平成24年度各会計収支予算の補正に関する議案15件、計38件について慎重審議の結果、全案件とも可決承認を頂き閉会しました。



議長：小池総代

## 平成24年度第2回臨時総代会が開催されました

平成24年度第2回臨時総代会が12月15日(土)に会津美里町構造改善センター大研修室を会場にして開催されました。総代現数67名中(定数69名)50名が出席、議長には第2選挙区選出の「板橋 祥継 総代」(新屋敷)を選出し、役員、総代定数の削減に関する定款及び役員選任規程の一部変更、報酬規程の一部改正、農業用河川工作物応急対策事業「栗村堰地区」の事業採択申請・負担率、平成24年度各会計収支予算の補正に関する議案について慎重審議の結果、全案件とも可決承認を頂き閉会しました。



議長：板橋総代

## 財務状況の公表

規約第45条の規定に基づき、平成23年度収支決算書、財産、借入金現在高、その他財務に関する事項を、次のとおり公表します。

### 各会計収支決算書

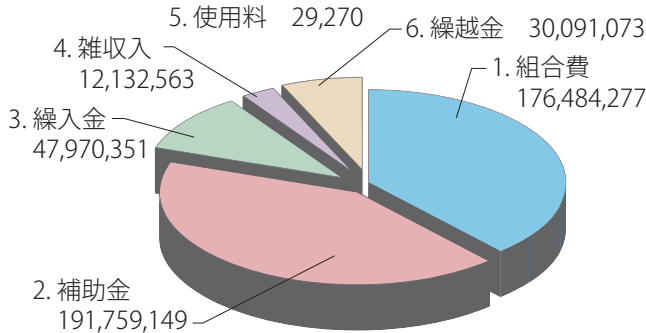
単位：円

No.	会 計 名	収入予算額	収入決算額	支出予算額	支出決算額	差引残額
1	一般	461,653,000	458,466,683	461,653,000	418,594,081	39,872,602
2	県営かんがい排水事業特別	4,165,000	4,163,763	4,165,000	4,163,763	0
3	宮川施設維持管理特別	125,941,000	124,579,046	125,941,000	117,693,669	6,885,377
4	新宮川ダム発電所特別	47,228,000	46,205,884	47,228,000	46,195,884	10,000
5	鶴沼川防災ダム管理事業	36,132,000	36,063,947	36,132,000	35,075,762	988,185
6	新宮川ダム基幹水利施設管理事業	31,820,000	31,820,763	31,820,000	29,792,134	2,028,629
7	宮川頭首工基幹水利施設管理事業	3,539,000	3,539,118	3,539,000	3,425,999	113,119
8	高橋頭首工基幹水利施設管理事業	3,050,000	3,049,819	3,050,000	2,851,705	198,114
9	高田中央地区県営ほ場整備事業	899,000	898,935	899,000	898,935	0
10	坂下地区維持管理補償事業	12,538,000	11,414,487	12,538,000	8,047,853	3,366,634
11	決済金	2,604,000	2,776,799	2,604,000	873,776	1,903,023
12	国営造成施設用地処理	4,564,000	4,564,739	4,564,000	0	4,564,739
13	安田地区農山漁村プロジェクト事業	8,272,000	8,270,191	8,272,000	8,270,191	0
14	佐賀瀬川地区農山漁村プロジェクト事業	2,502,000	2,500,290	2,502,000	2,500,290	0
15	宇内地区経営体育成基盤整備事業	18,369,000	18,355,482	18,369,000	18,169,681	185,801
16	吉田地区農山漁村プロジェクト事業	20,349,000	20,349,104	20,349,000	19,248,773	1,100,331
17	施設償却積立金	81,713,000	81,759,209	81,713,000	3,993,000	77,766,209
18	財政調整積立金	104,681,000	104,715,290	104,681,000	17,704,000	87,011,290
19	職員退職給与積立金	30,650,000	30,658,743	30,650,000	999,071	29,659,672
20	新宮川ダム発電所維持管理積立金	111,591,000	111,043,718	111,591,000	0	111,043,718
21	役員、総代退任慰労基金積立金	958,000	957,324	958,000	0	957,324
	合 計	1,113,218,000	1,106,153,334	1,113,218,000	738,498,567	367,654,767

## ◎一般会計及び宮川施設維持管理特別会計決算について

### 平成23年度一般会計収支決算

収入決算額 458,466,683円 支出決算額 418,594,081円 収入支出差引残額 39,872,602円

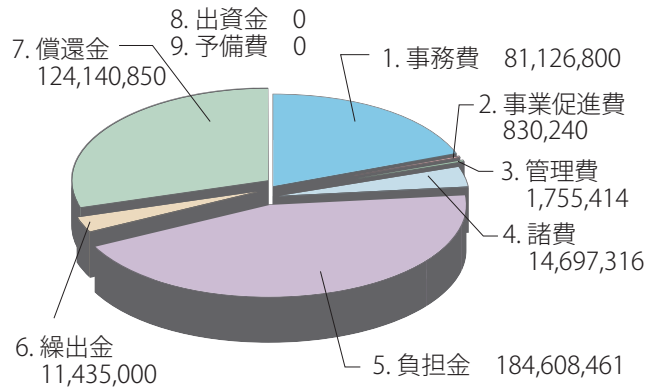


収入

款	決算額 (円)	割合 (%)
1. 組合費	176,484,277	38.5
2. 補助金	191,759,149	41.8
3. 繰入金	47,970,351	10.5
4. 雑収入	12,132,563	2.6
5. 使用料	29,270	0.0
6. 繰越金	30,091,073	6.6
計	458,466,683	100.0

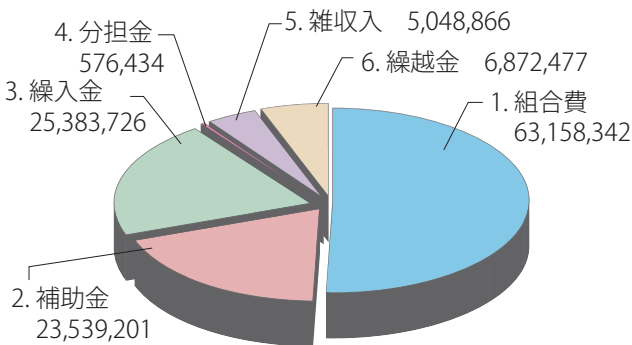
支出

款	決算額 (円)	割合 (%)
1. 事務費	81,126,800	19.4
2. 事業促進費	830,240	0.2
3. 管理費	1,755,414	0.4
4. 諸費	14,697,316	3.5
5. 負担金	184,608,461	44.1
6. 繰出金	11,435,000	2.7
7. 償還金	124,140,850	29.7
8. 出資金	0	0.0
9. 予備費	0	0.0
計	418,594,081	100.0



### 平成23年度宮川施設維持管理特別会計収支決算

収入決算額 124,579,046円 支出決算額 117,693,669円 収入支出差引残額 6,885,377円

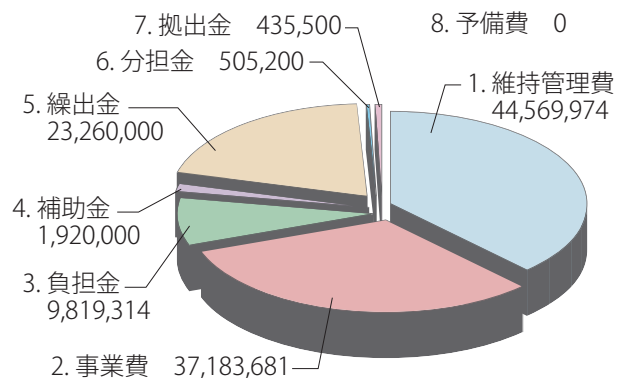


収入

款	決算額 (円)	割合 (%)
1. 組合費	63,158,342	50.7
2. 補助金	23,539,201	18.9
3. 繰入金	25,383,726	20.4
4. 分担金	576,434	0.5
5. 雑収入	5,048,866	4.0
6. 繰越金	6,872,477	5.5
計	124,579,046	100.0

支出

款	決算額 (円)	割合 (%)
1. 維持管理費	44,569,974	37.9
2. 事業費	37,183,681	31.6
3. 負担金	9,819,314	8.3
4. 補助金	1,920,000	1.6
5. 繰出金	23,260,000	19.8
6. 分担金	505,200	0.4
7. 拠出金	435,500	0.4
8. 予備費	0	0.0
計	117,693,669	100.0





## 小水力発電余剰電力の固定価格買取制度について

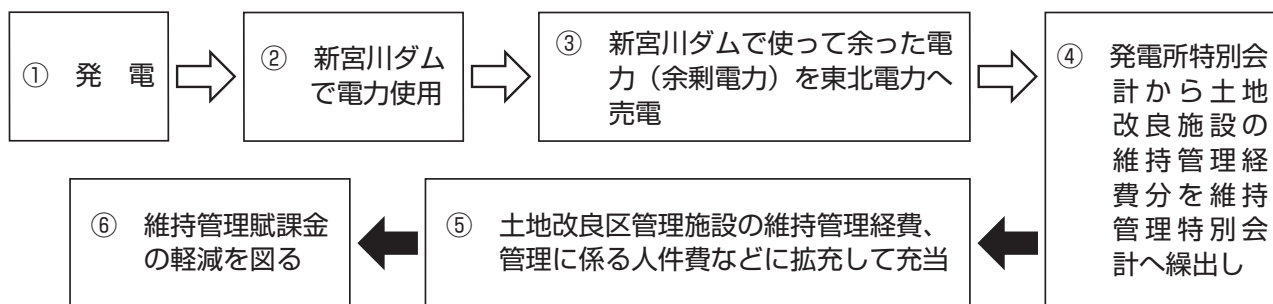
国は、東日本大震災、東電の福島第1原子力発電所事故を受け、原発への依存低減を図ることを目的として、再生可能エネルギー発電事業者から電気の供給契約申し込みがあった場合には、電力会社に対し政府が定める価格で買い取ることを義務付ける制度を定めました。

当土地改良区では、新宮川ダムにおいて小水力発電事業を行っており、これが再生可能エネルギーに該当するため、国が定める調達期間をこの制度の適用を受けることにより、売電収入の増額を図る計画を立て、鋭意作業手続きを進めているところです。また、国は小水力発電施設の取扱いに関する規則を一部改正し、「発電事業者である土地改良区が管理する土地改良施設全体の維持管理費にも充当することができる」としておりますので、この制度に取り組むことによって増える売電収入を維持管理経費に充て、この制度期間中の維持管理賦課金の減額を図って、組合員負担を軽減したいと考えております。

### ● 新宮川ダム発電所が固定価格買取制度に移行すると

- ・新宮川ダム発電所：最大出力 1,100kw（中小水力発電…1,000kw以上 30,000kw未満）
- 買取価格（現行）9.01円/kw（税抜き）⇒（制度移行）24円/kw（税抜き）
- 買取期間 発電運用開始日から起算して20年間（新宮川ダム発電所は平成16年4月1日から起算となるため制度適用は平成36年度までとなる。）

### ● 新宮川ダム発電所の余剰電力の売電及び維持管理費への充当のフロー



## 土地改良区総代・役員の改選時期が近づいてきました

本土土地改良区総代の任期が平成25年3月28日まで、役員の任期は同年4月10日までで満了となります。この改選を期して、土地改良区も合併後8年を過ぎますので合併当初の懸案事項も解消されており、また、職員数も当時から3名減となっていることから、この度、第2回臨時総代会に役員及び総代の定数を削減し、土地改良区の管理運営体制の合理化を図るべくご提案申し上げ、総代会の賛同を得ました。これにより、県知事の認可を得て、役員・総代の定数を削減したうえでの改選となることから、これまでの地区割り等が変更になるところもありますので、それらの調整方についても関係の皆様のご理解とご協力を頂き、円滑な選出が図られますよう宜しくお願い致します。

- 組合員から選任する理事定数：3名削減して14名。面積割・組合員数割各50%（畑は田の3分の1）
- 総代定数：13名削減して56名。面積割・組合員数割各50%（畑は田の3分の1）

選任区・選挙区	組合員から選任する理事の定数				総代定数			
	面積割	組合員数割	合計	(増減)	面積割	組合員数割	合計	(増減)
第1区(高田、本郷、北会津)	3.13	3.55	6.68(7人)	(△1)	12.51	14.19	26.70(27人)	(△6)
第2区(新鶴)	1.71	1.28	2.99(3人)	(△1)	6.58	5.11	11.96(12人)	(△3)
第3区(坂下)	2.16	2.17	4.33(4人)	(△1)	8.64	8.70	17.34(17人)	(△4)
計	7.00	7.00	14.00(14人)	(△3)	28.00	28.00	56.00(56人)	(△13)

※ 関係者の方には、後日お知らせの文書を送付する予定です。

・・・土地改良区からのお願いとお知らせ・・・

**こんな時は土地改良区に届け出が必要です!!**

(次のような場合は、必ず土地改良区へ届け出てください。用紙は土地改良区にあります。)

組合員資格に移動があった場合	農地を転用する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地を売買または交換した、贈与されたとき</li> <li>○ 農地を貸借したとき、または解約したとき</li> <li>○ 農業者年金受給または老齢等で経営移譲するとき</li> <li>○ 組合員が亡くなられたとき</li> <li>○ 組合員の住所を変更したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地を宅地など農地以外に転用するときは、農地転用等の通知及び地区除外申請書を提出してください。</li> </ul>
<p>※このような場合、役場等公共機関で手続きを行っても、直接土地改良区に届け出がなければ、台帳や名簿などの修正は行われませんので、ご注意ください。</p>	<p>※農地を転用するときは、土地改良法の規定により決済金の納付義務がありますので、土地改良区の意見書を受け取る際に納付してください。なお、決済金は翌年度以降の償還金等を一括して清算するため、当該年度の賦課金は賦課されます。</p>

土地改良施設を使用したいとき	農地が公共用地に買収された場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨水排水や浄化槽排水を水路に放流したいとき</li> <li>○ 水路に橋をかけて出入口等に使用したいとき</li> <li>○ 土地改良施設用地に看板などを立てたいとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地を道路や河川などの公共用地に買収された場合も、農地転用通知書、地区除外申請書を提出してください。</li> </ul>
<p>※このような場合は、他目的使用申請書を提出し、土地改良区の同意または承認を得てください。その際、使用する内容によって他目的使用に係る使用料を支払っていただきます。</p>	<p>※公共事業で農地を買収された場合も、一般転用の場合と同様の手続きを取ってください。この場合も、残された農地の負担が過重とならないように決済金を支払っていただきます。</p>

**ご注意ください!! 「滞納金は新組合員の負担となります!」**

○農地を移動、売買するときなど、その土地に滞納金がある場合は、「買った人(新組合員)が滞納金を支払う」よう土地改良法第42条第1項に定められています。取得後のトラブル回避のため、土地改良区に滞納金がないか確認してください。また、このことは「競売による場合も同様」となるのでご注意ください。

**賦課金は、納入期限内に納めてください。**

他の組合員の迷惑になるので、期限内納入を励行してください。尚、納入忘れ防止のためJA口座振替をお勧めします。また、**納入されない状態が継続する場合は、滞納処分(差押え等)を行う場合があります。**

**水路にゴミを捨てないで!!**

「不法投棄」をした人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処せられることになっています。よりよい環境のためご協力願います。

土地改良区が管理する基幹的な施設は上記のように多数あります。近年、これらの用排水路に大量のゴミが見受けられます。そのため、農業用水の取水等に支障が生じ、水量不足や溢水の原因となります。また、ゴミ除去には費用もかかるため、経費削減のためにも河川、水路にゴミを流さないでください。

**編集後記**

猛暑、酷暑の夏を何とか水不足なしで乗り切られました。まさにダム様様です。今後もこのような渇水傾向は続く可能性が高いので、組合員の方も節水と下流への通水量確保にご協力をお願いします。ご意見、ご要望は下記へお願いします

ホームページ  
<http://www.aizumiyakawa.jp/>  
 メールアドレス  
[midori-net@aizumiyakawa.jp](mailto:midori-net@aizumiyakawa.jp)



**【発行】会津宮川土地改良区**

〒969-6266 福島県大沼郡会津美里町字油田1545

TEL 0242-54-7154

ホームページ <http://www.aizumiyakawa.jp>

FAX 0242-54-3596

メールアドレス [midori-net@aizumiyakawa.jp](mailto:midori-net@aizumiyakawa.jp)